

食安輸発0405第1号
平成25年4月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産養殖えびのフラゾリドン、ミャンマー産ごまの種子のカルバリル、中国産にんにくの茎のピリメタニル、インド産ターメリックのアフラトキシン、タイ産未成熟えんどうのシペルメトリン、ベトナム産ほうれんそうのインドキサカルブ及び中国産こまつなのインドキサカルブ)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産養殖えびを原料としてスペインにおいて製造された冷凍食品及びミャンマー産生鮮ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、下記検査項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加（ただし、中国産養殖えびについては、別表第2にのみ追加。）します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産にんにくの茎のピリメタニルの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からインド産ターメリックのアフラトキシンの項、タイ産未成熟えんどうのシペルメトリンの項及びベトナム産ほうれんそうのインドキサカルブの項、同通知の別表第3から中国産こまつなのインドキサカルブの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年4月5日	中国	養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	フラゾリドン	
平成25年4月5日	ミャンマー	ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（カルバリル）	DIAMOND ARROW GENERAL TRADING CO., LTD.